

# 定 款

文書番号	01-01
版番号	第15版
制定日	1995年 4月 1日
最終改定日	2023年 9月 18日
主管部門	経営企画担当部門

株式会社 **フォーバル テレコム**

# 定 款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社フォーバルテレコムと称し、英文では、F O R V A L T E L E C O M, I N C. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
2. 電話機、ファクシミリ、その他電気通信機器並びにそのソフトウェアの開発、製造、販売、リース、設置工事及び保守管理
3. 情報、通信システム構築に関するコンサルティング業務
4. 経営に関するコンサルティング業務
5. 情報処理及び情報提供サービス業
6. プリペイドカードの発行及び販売
7. 通信販売
8. 出版業
9. 旅行業
10. 金融業
11. 労働者派遣事業
12. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
13. 飲食店業
14. 不動産の売買・交換・賃借及びその仲介並びに所有・管理及び利用
15. 放送事業及びテレビ、ラジオ番組の企画、制作
16. 広告、コマーシャルの企画及び制作
17. 店舗、事務所のインテリアの企画、設計及び内装仕上工事並びに監理
18. 家具、什器備品、文房具の企画、製造、販売及び輸出入
19. 日用家庭用品及び日用品雑貨の販売及び輸出入
20. 動産、自動車及び電話加入権のリース、レンタル及びその仲介業
21. 学習塾、カルチャー教室、レッスン教室等の開設指導及び経営
22. 通信機器による健康調査に関する医療情報の収集、分析及び提供
23. 電力小売事業
24. ガス小売事業
25. 上記に関する顧客の仲介、斡旋業務

## 26. 上記に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会ならびに会計監査人を置く。

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他止むを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、66,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会ならびに監査等委員会

(員数)

第18条 当会社に取締役（監査等委員である者を除く。）15名以内を置く。

- ② 当会社に監査等委員である取締役5名以内を置く。

(選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区分して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

- ② 取締役社長は、当会社を代表する。

- ③ 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区分して、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役会の招集者及び議長)

第23条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(監査等委員会)

第26条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(常勤監査等委員)

第27条 監査等委員会の決議により、常勤監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会の招集者及び議長)

第28条 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた取締役が議長となる。

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。

但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第30条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決承認する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第31条 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第5章 会計監査人

(選任)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第6章 取締役等の責任免除

### (損害賠償責任の一部免除)

第36条 会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める金額を限度として免除することができる。

### (非業務執行取締役等との責任限定契約の締結)

第37条 会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める金額に限定する旨の契約を締結することができる。

## 第7章 計算

### (事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### (剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間等)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の配当金に対しては、利息をつけない。

## 附 則

- 第1条 当会社は、第20回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める金額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。但し、各監査等委員の同意を要するものとする。
- 第2条 当会社は、第20回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める金額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

平成12年（2000年）6月13日改定  
平成13年（2001年）6月28日改定  
平成14年（2002年）2月19日改定  
平成14年（2002年）6月25日改定  
平成15年（2003年）6月24日改定  
平成17年（2005年）6月22日改定  
平成18年（2006年）6月22日改定  
平成18年（2006年）10月1日改定  
平成21年（2009年）6月24日改定  
平成25年（2013年）6月20日改定  
平成25年（2013年）8月20日改定  
平成27年（2015年）6月18日改定  
平成29年（2017年）6月21日改定  
令和4年（2022年）6月23日改定  
令和5年（2023年）6月22日改定  
令和5年（2023年）9月18日改定